

(土木工事版) 週休2日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休2日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」を実施し、週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 工事成績評定において評価する。
- 週休2日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事を除く）とする。また、現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のいずれかによる。
 - ①発注者指定方式（達成100%指定型）
発注者が、週休2日達成100%に取り組むことを指定するタイプ
 - ②発注者指定方式（達成100%トライ型）
発注者が、週休2日に取り組むことを指定するタイプ
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休2日（以下、週休2日）」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の(1)および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
 - (1) 以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期の終期日から20日前もしくは工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間

- ③工場製作のみの期間
- ④工事全体を一時中止している期間
- ⑤夏季休暇（3日）、年末年始(12月29日から1月3日の6日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者とも確認の上、発注者が工事成績評定の評価内容および必要となる費用の計上に関して

決定する。

- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。
- ・ 3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

6. 費用

- ・週休2日の取得に要する費用の計上は、「週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領による。

7. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

8. その他

- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。